

## 1 原子力関係法令による規制の状況

## 原子力基本法

概要：原子力の研究、開発及び利用の促進に関して定めた法律。

原子力規制委員会の設置（第3条の2）、核燃料物質に関する規制（第12条）、原子炉の建設等の規制（第14条）、放射線による障害の防止措置（第20条）について、別に法律を定めて規制することなどを規定している。

## 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）

概要：エネルギーとしての原子力の利用や核燃料物質等の使用に係る安全規制の基本的な法律。

規制対象：原子力利用に関する製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業

原子炉の設置及び運転等

核燃料物質、核原料物質及び国際規制物資の使用等

○核燃料物質とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質のことをいい、次の物質が該当する。

- 1 ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物（天然ウラン）
- 2 ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物（劣化ウラン）
- 3 トリウム及びその化合物
- 4 1～3の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- 5 ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物（濃縮ウラン）
- 6 プルトニウム及びその化合物
- 7 ウラン 233 及びその化合物
- 8 5～7の物質の一又は二以上を含む物質

○核原料物質とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質のことをいい、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものをいう。

○国際規制物資とは、核兵器の不拡散を目的とした国際的な協定により規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）

概要：放射性同位元素の利用に係る安全規制の基本的な法律。

規制対象：放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い

放射線発生装置の使用

放射性汚染物（放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄等の取扱い

○放射性同位元素とは、りん 32、コバルト 60 等の放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で、政令で定めるものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- 1 「原子炉等規制法」に規定する核原料物質及び核原料物質
- 2 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に規定する医薬品及びその原料又は材料であって同法の許可を受けた製造所に存するもの
- 3 「医療法」に規定する病院又は診療所において行われる「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に規定する治験の対象とされる薬物

## 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）

概要：事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する措置等を定めた法律。

規制対象：事故由来放射性物質により汚染された廃棄物

事故由来放射性物質により汚染された土壌等（草木・工作物等を含む）

## その他、原子力の規制に関する法令

- ・電気事業法〔発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令等〕（発電用原子力設備炉に係る規制）
- ・放射性同位元素等車両運搬規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による放射性同位元素等の運搬）
- ・船舶安全法〔船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示〕（船舶による放射性物質等の運送）
- ・航空法〔航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示〕（航空機による放射性物質等の輸送）
- ・労働安全衛生法〔電離放射線障害防止規則〕（放射線業務従事者の安全確保）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）〔医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則〕（放射性医薬品の取扱等）
- ・医療法〔医療法施行規則〕（診療の用に供するエックス線装置の設置等）
- ・鉱山保安法（核原料物質鉱山における放射線障害の防止）

## 2 原子力関係法令と環境影響評価法との関係

環境影響評価法に基づく環境影響評価では「一般環境中」の放射性物質を対象としています。通常、放射性物質は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をはじめとする原子力関係法令で適切な管理・規制が行われていることから、環境影響評価法では、原子力関係法令で管理されていない「一般環境中」に存在する放射性物質を対象として位置付けたものです。

なお、環境影響評価法では、事業の目的に含まれる事業活動に伴う環境影響を対象としており、供用時に事故時の環境影響は含まれません。